

ジブチ産業財産商務庁

(ODPIC)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 DJ . I
特許又は追加証の国内段階移行請求書	附属書 DJ . II
国内段階における従業者発明の陳述書	附属書 DJ . III

略語のリスト

国内官庁：	ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC)
DPL：	産業財産保護に関する法律No. 50/AN/09/6th L
DL 079：	法律No. 50/AN/09/6th L を施行する政令No. 2011-079/PR/MDCC

指定（又は選択）官庁 D J	ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 D J
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	DJF 20,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語、英語又はフランス語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：ジブチ・フラン (DJF) 特 許： 出願手数料……………DJF 172,500 追加証： 出願手数料……………DJF 172,500	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期限内に提出又は支払をしなければならない。

D J	ジブチ産業財産商務庁 (ODPIC) (続き)	D J
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	出願人がジブチに居住していない場合には、代理人の選任 国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び あて名 ² 出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する陳述書又は 通知書 ² 先の出願の優先権を主張する出願人の資格に関する陳述書又は 通知書 ² 国際出願日後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証	
誰が代理人として行為できるか？	ジブチに居住している自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な 注意」の両方の基準を適用する。	

2 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手續

DJ. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階に移行するための特別の様式を用意している（附属書DJ. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。

PCT Art. 46

DJ. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

DJ. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は、附属書DJ. I に概説されている。

DPL 18

DJ. 04 発明者

発明者の氏名表示が要求され、遅くとも国内段階移行時に提示しなければならない。出願人がP C T 第22条又はP C T 第39条(1)に規定する期間内にこの要件を満たさなければ、国内官庁は通知の受領日から3箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。発明者が従業者の場合、従業者に有利な契約規定が存在しておらず、従業者の業務における発明的な性質について雇用契約で特定している場合、従業者による発明は雇用主に属する。

DPL 41

DJ. 05 審査

国内官庁は、国際調査及び審査の結果に基づき特許を付与する。

DPL 47

DJ. 06 特許付与

特許は、異議申立が行われないことを条件として、特許出願の公告日から3箇月経過後に付与される。

DPL 4

DJ. 07 代理人の選任

出願人がジブチに居住しない場合には、ジブチに居住する又は実務登録されている代理人を選任しなければならない。委任状が要求される。

PCT Art. 28

DJ. 08 出願の補正

41

国内段階において、特許付与まで補正又は補充が可能であるが、それによって出願の対象範囲を拡張してはならない（附属書DJ. I に示す補正手数料の支払を条件とする）。

DPL 41

DPL 30

DJ. 09 追加証

出願人は国内段階移行時に追加証又は特許出願が可能である。追加証の付与前であればいつでも、出願人の請求に基づき、追加証出願を特許出願に変更することができる。特許出願への変更は、出願の国際出願日から効力が生じる。

DPL 81

DJ. 10 維持手数料

DL079 Art. 39

国際出願日の6年後から特許保護の存続期間満了まで維持手数料を支払う。5年ごとの期間について支払わなければならない。遅くとも国際出願日の年度応当日までに支払う。国際出願日の年度応当日から6箇月の猶予期間内であれば遅延支払の割増料（附属書DJ. I 参照）を伴い支払が可能である。

DPL 81

DJ. 11 失効特許の回復

維持手数料の不払によって特許が失効した場合には、特許が失効した日から3箇月以内であれば、その3箇月以内に手数料を支払うことを条件として回復を申請することができる。

PCT Art.	25	DJ. 12 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Art.	24(2)	DJ. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
	48(2)	国内段階6.022から6.027項を参照。
PCT Rule	82bis	
PCT Art.	37	DJ. 14 権利の回復
PCT Rule	49.6	出願人が状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行しなかった場合には、国内段階移行期間の終了から6箇月以内であれば権利回復を請求することができる。権利の回復（国内段階の遅延移行）請求では、遅滞が故意によるものでない旨を正当化し、所定の手数料の支払が要求される。O D P I Cは請求の受領から7日以内に、権利回復が認められるのか否かについて決定する。

手数料

(通貨：ジブチ・フラン (DJF))

特 許

出願手数料 (審査手数料, 付与手数料, 公告手数料及び最初の 5 年間の維持手数料を含む)	172, 500
補正手数料.....	10, 000
維持手数料:	
ー第 6 年度から第10年度まで.....	75, 000
ー第11年度から第15年度まで.....	100, 000
ー第16年度から第20年度まで.....	125, 000
維持手数料の遅延支払の割増料.....	20, 000
優先権の回復手数料.....	無 料
権利の回復 (国内段階の遅延移行) 手数料.....	20, 000

追加証

出願手数料.....	172, 500
補正手数料.....	10, 000
維持手数料:	
ー第 6 年度から第10年度まで.....	75, 000
ー第11年度から第15年度まで.....	100, 000
ー第16年度から第20年度まで.....	125, 000
維持手数料の遅延支払の割増料.....	20, 000

手数料の支払方法

手数料はジブチ・フラン建又は米国・ドル建の相当額で支払わなければならない。すべての支払には出願番号 (判明している場合には国内出願番号, 国内出願番号が不明であれば国際出願番号), 出願人の氏名又は名称, 支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料は現金, 小切手又は次の口座宛の銀行振替で支払うことができる。

受取人: Office of Industrial Property and Commerce of Djibouti (ODPIC)ーBP 2017ーDjibouti
 銀行名: Bank of Africaーmer Rouge
 口座番号: 10760930000
 IBAN: DJ21 1000 2010 0110 7609 3000 007
 SWIFTコード: MRINDJJD

様 式（附属書 D J . II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書 B）を参照されたい。

附属書 D J . II 特許又は追加証の国内段階移行請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_dj.pdf

附属書 D J . III 国内段階における従業者発明の陳述書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_dj.pdf